

学校選挙の手引き

(生徒会役員選挙)



飯田市選挙管理委員会
飯田市明るい選挙推進協議会

目 次

- (1) 告 示
- (2) 立候補の受付準備
 - ① 校内演説用標旗（のぼり旗）
 - ② ポスター掲示場
 - ③ 運動員腕章
- (3) 立候補の受付
 - ① 立候補受付会場
 - ② 選挙道具の交付
- (4) 選挙啓発活動
 - ① 校内放送による啓発
 - ② 横断幕やポスターを作成しての啓発
- (5) 選挙運動
 - ① 校内演説
 - ② ポスターの掲示
 - ③ 校内放送
 - ④ 選挙公報
 - ⑤ 演説会
- (6) 投 票
 - ① 選挙人名簿と投票所入場券
 - ② 投票所
 - ③ 投票の方法
- (7) 開 票

この「学校選挙の手引き」は、選挙を正しく理解していただくために、実際の選挙に近い形で生徒会役員選挙を行ってもらえるように作成したので、学校選挙を通じ選挙の重要性、ルールを学びとってください。

(1) 告 示

告示とは、広くみなさんに知ってもらうために必要な事柄を、掲示板などを利用して文書で知らせる方法をいいます。(国の選挙では公示といいます。)

一般の選挙では、選挙期日(投票日)、投票の場所、投票用紙の様式、開票の場所や日時などを決められた日にそれぞれ別々に告示します。

しかし、学校選挙では、全てを一般の選挙と同じように告示することは、不都合な場合があると思われ、なるべく簡単でわかりやすい方法をとりましょう。

たとえば、一般の選挙では、立候補の受付は選挙期日を告示した日の1日間だけですが、学校選挙の場合はあらかじめ立候補者を選び出す期間が必要ですから、告示を立候補の受付日の数日前に行う方法が良いと思います。(下記の例参考)

学校選挙告示例

告 示	
生徒会規約第〇条の規定により、任期満了にともなう〇〇学校生徒会役員選挙を下記により行います。	
記	
1	投 票 日 〇月〇日 (〇曜日) 〇時
2	投 票 場 所 体育館
3	選挙する役員の数 役員名 〇 〇 〇 〇 、〇人
4	立候補の受付日 〇月〇日 (〇曜日)

(2) 立候補の受付準備

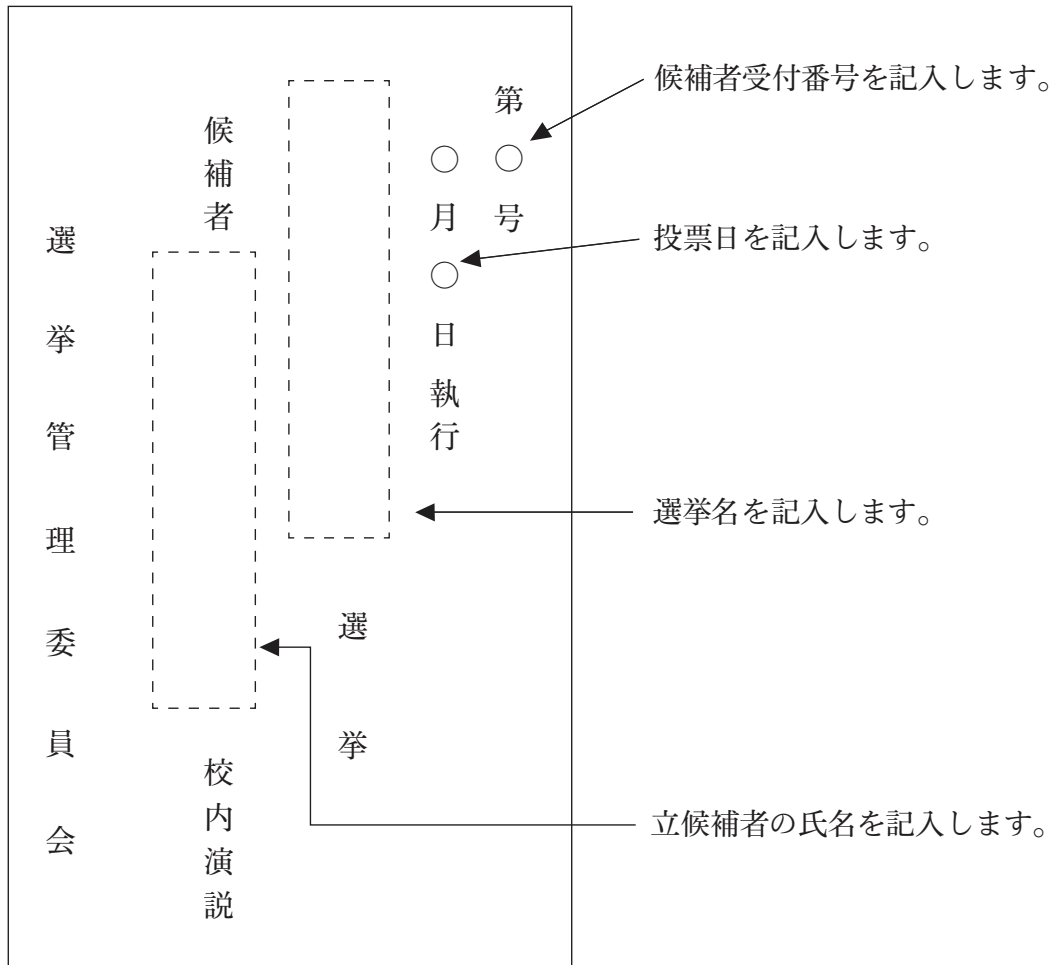
学校選挙管理委員では、立候補の受付日までに次の準備が必要です。

① 校内演説用標旗（のぼり旗）

一般の選挙では、選挙運動期間中、立候補者が街頭に立って政策等を訴え支持をお願いする時には、必ず揚げなければならないのが、この標旗（のぼり旗）です。

学校選挙では、次のように準備してください。

校内演説標旗の作成



◎ 標旗を掲げるための竿等を工夫して準備してください。

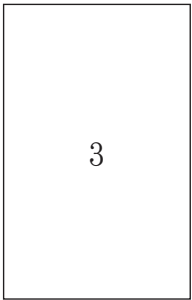
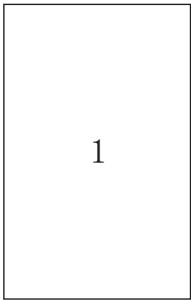

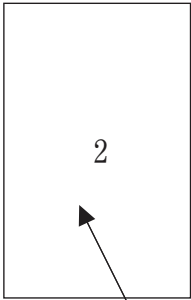
② ポスター掲示場

飯田市の一般選挙では、選挙管理委員会が決めた場所にポスター掲示場を設置し、その掲示場にしか選挙運動用ポスターを貼ることができません。

学校選挙の場合、あらかじめ掲示場所を何か所か決めておき、そこに貼らせるか、また、ポスター掲示場を設置しない場合は、ポスターの枚数規制という選挙の決まりを知っていただくため、ポスター証紙を作成し、選挙管理委員会が決めた枚数以下は、ポスターを貼ることができないこととします。

証紙の無いポスターは、違反となります。

(ポスター掲示場)

		<p>○ ○年○月○日 執行 ○ ○ ○ ○ 選挙 挙</p> <p>注 意</p> <p>1 このポスター掲示場は、○○○○選挙候補者以外の方は使用できません。</p> <p>2 ポスターは、指定された区画にはってください。</p> <p>3 このポスター掲示場をこわしたり、はってあるポスターを破ったりすると罰せられます。</p> <p>○○○選挙管理委員会</p>
		

立候補受付番号と同じ番号の区画にポスターを貼ります。

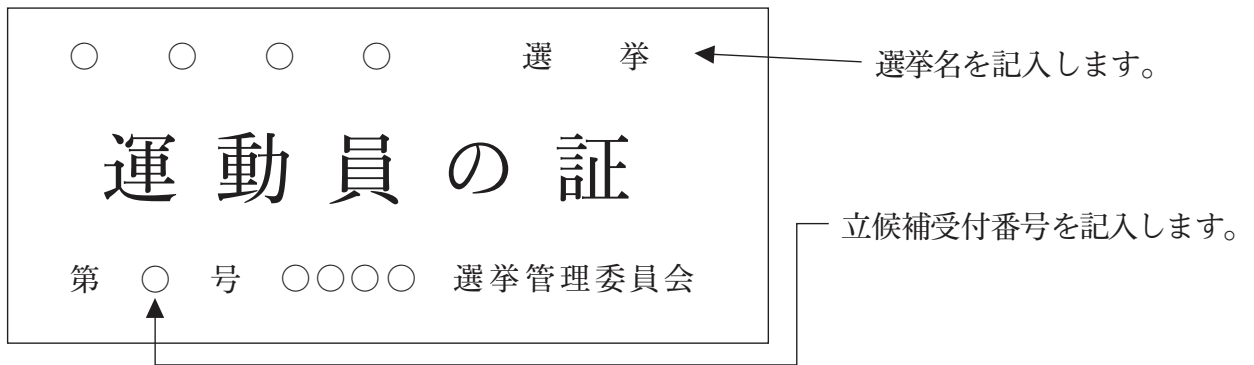
(ポスター証紙)

○月○日執行	←	投票日を記入します。
○○○○ 選挙	←	選挙名を記入します。
選挙運動用 ポスター証紙		
第○号の○番	←	立候補受付番号を記入します。
○○○○ 選挙管理委員会		

例えば、1人の候補者に3枚までポスターの掲示を認めている場合それぞれ1、2、3の番号を記入します。

③ 運動員腕章

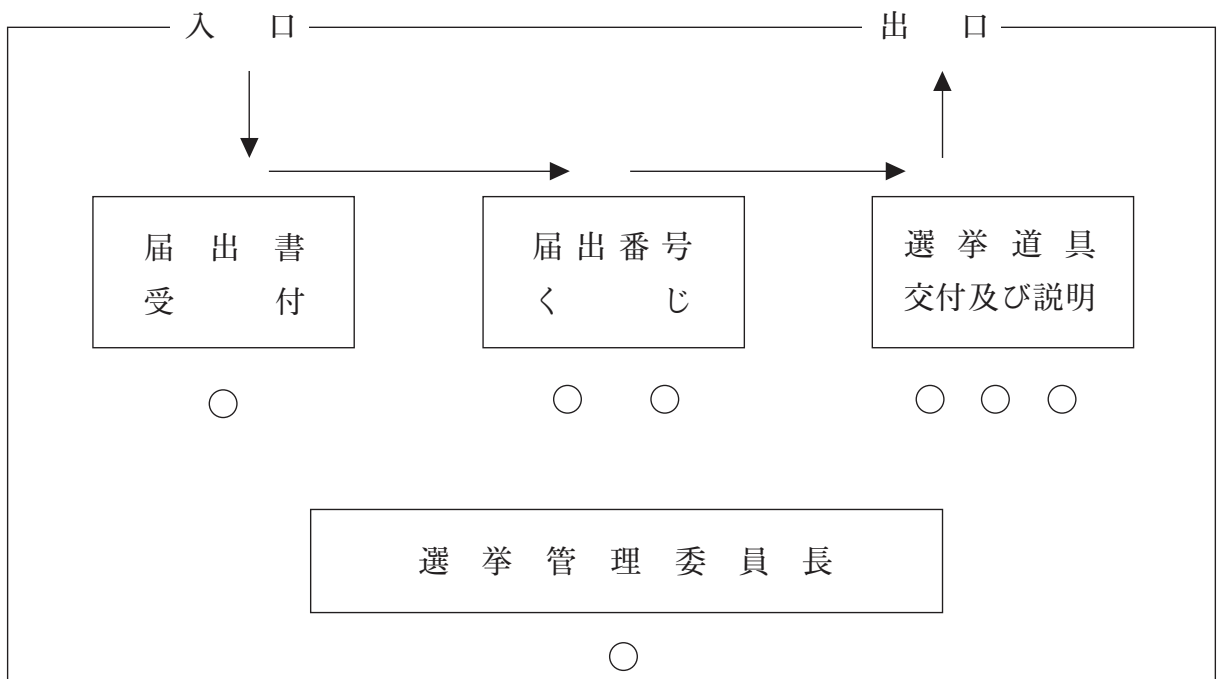
候補者の運動員（応援者）が、選挙運動を行うとき必ず着けなければなりません。



(3) 立候補の受付

① 立候補受付会場

立候補受付会場は、下の見取り図のように準備します。



② 選挙道具の交付

1人の候補者につき、選挙に必要な交付物件として、次のような物があります。

- | | |
|-----------------|--------|
| * 校内演説用標旗（のぼり旗） | 1枚 |
| * 選挙運動用ポスター及び証紙 | 認めた枚数 |
| * 選挙運動員腕章 | 認めた人数分 |
| * 選挙公報原稿用紙 | 1枚 |
| * 白ばら | 1個 |

これらの交付物件をまとめて届出番号順に並べておきます。

このとき、「標旗」「ポスター証紙」「運動員腕章」の届出番号（第○号）が同じ番号になっているか確認してください。

届出番号は、一般の選挙の場合、届出順に1からとっていきます。（届出開始時刻までに立候補者が複数となった場合や届出時刻が重なった場合には、くじによる抽選を行います。）

（4）選挙啓発活動

選挙を行うには、選挙ムードを盛り上げ、投票日の周知と棄権防止を呼びかける啓発活動も大切なことです。

① 校内放送による啓発

昼休み時間などを利用して、ポスターの掲示場所や投票日などを周知します。

② 横断幕やポスターを作成しての啓発

啓発標語を使って横断幕やポスターを作成し、棄権防止などを呼びかけます。

（啓発標語の例）

- 一票に 誇りと自覚と 責任と
- よく選べ 明日の学校 まかす人
- よかったと 心に残る 選び方
- 一票は あなたの声です 心です

（5）選挙運動

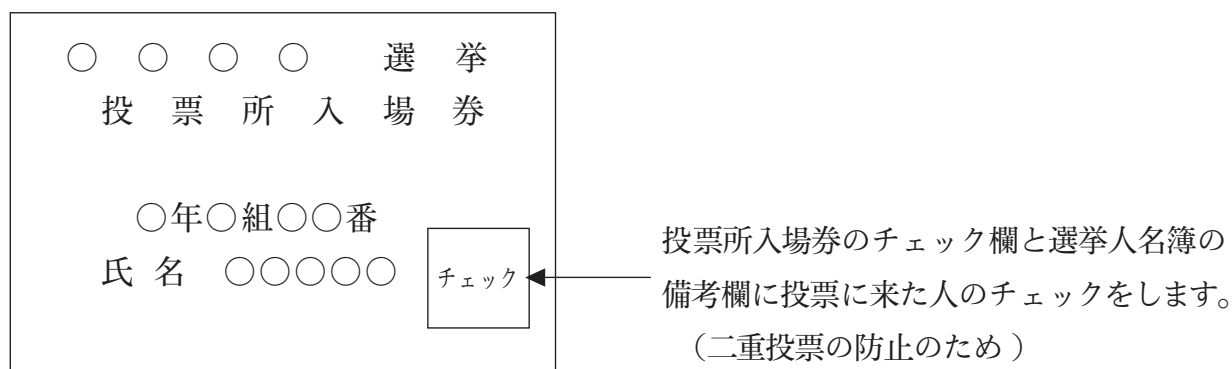
一般の選挙では、立候補の受付が終了すると候補者や運動員は選挙運動ができるようになるのですが、学校選挙の場合も、あらかじめ日程表などで選挙運動の方法や時間、場所などを決めておく必要があります。

① 校内演説

候補者は、あらかじめ決められた場所と時間、例えば登下校時や昼休み時間に校内演説用標旗を揚げ、胸に白ばらを付けて支持を訴えます。

運動員も腕章を必ず着けることを義務づけます。

選挙人名簿ができたなら、一般の選挙では投票所入場券を有権者に発送します。
 学校選挙でも、ぜひ検討してください。入場券は告示後から投票日までに、渡しましょう。



② 投票所

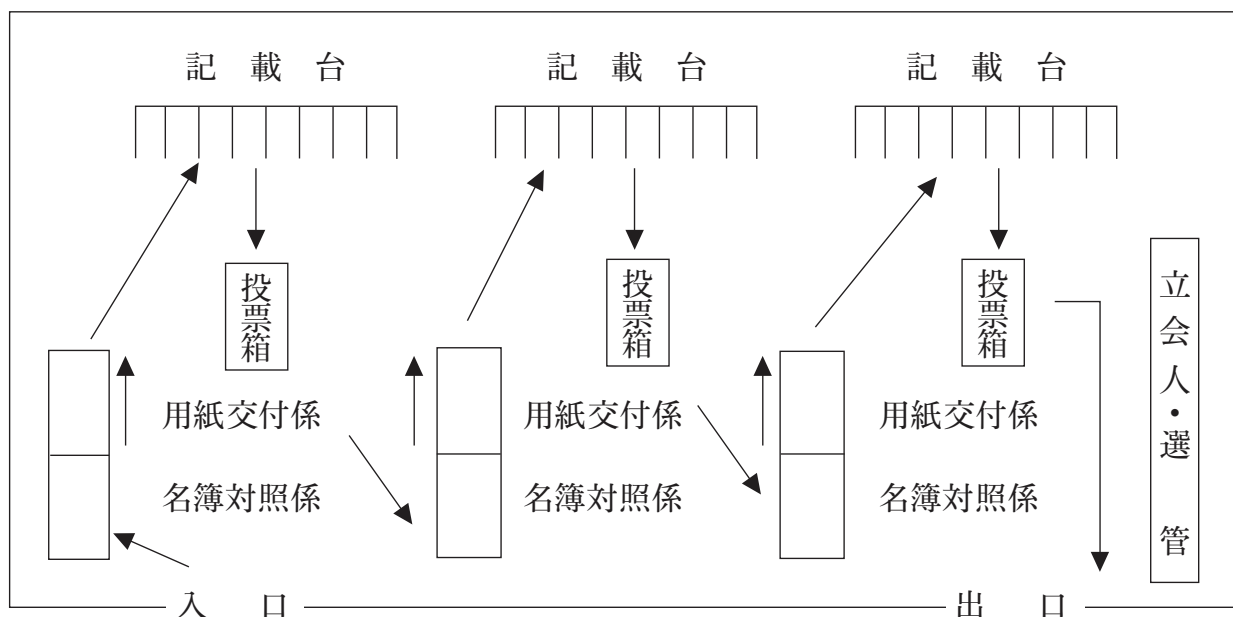
一般の選挙では、有権者の多少によって変わりますが、1つの投票所に投票事務従事者として次のような人が従事します。

- ・投票管理者 1名
- ・投票管理者の職務代理者 1名
- ・受付係 1～3名
- ・名簿対照係 1～3名
- ・投票用紙交付係 1名(選挙毎)
- ・庶務、会場整理係 数名(投票録などの作成)

(投票録とは、投票した人の数や率を記録しておく調書です。)

このほか、投票が正しく行われるように、各投票区(投票を行う単位区域)に住んでいる一般の市民(有権者)から投票立会人として2名を選任します。

(学校選挙投票所見取り図の例)



*投票所の見やすい所に、あらかじめ「くじ」で決めた順番で、候補者の氏名を掲示します。

なお、投票所に必要な投票箱や記載台などは、市選挙管理委員会事務局から貸し出します。

③ 投票の方法

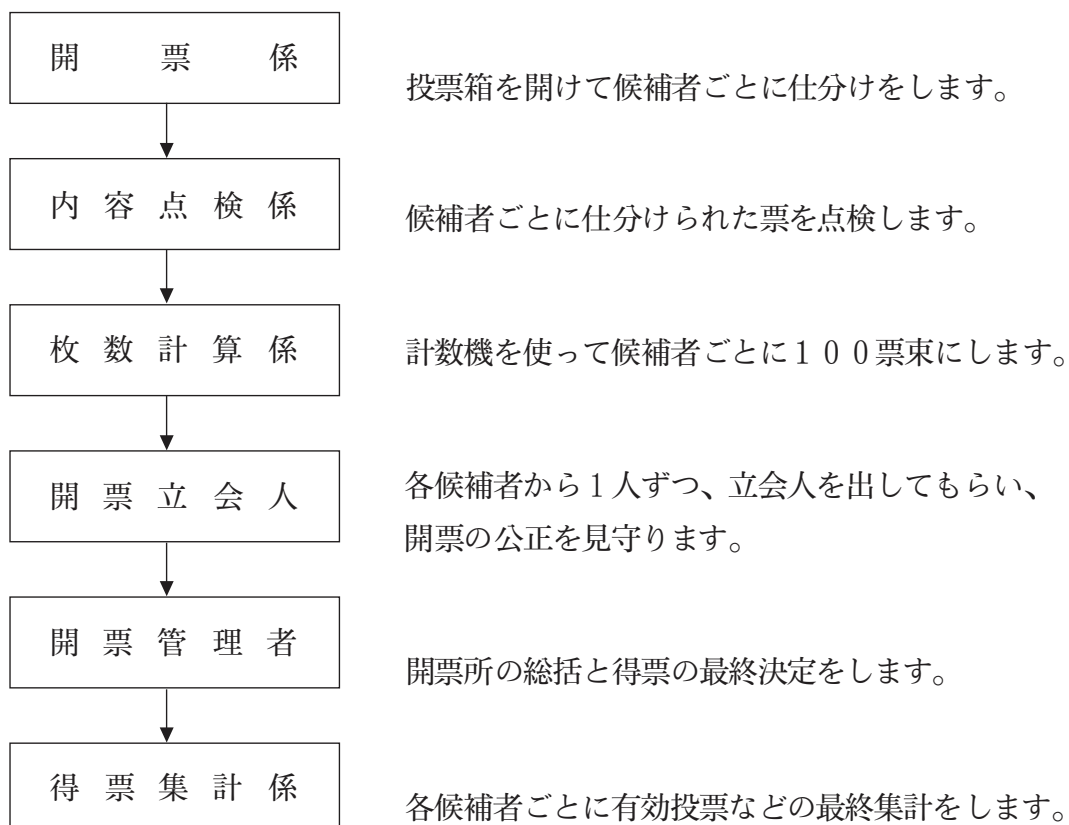
- (ア) 名簿対照係で、選挙人名簿のチェックを受ける。
- (イ) 投票用紙交付係で、投票用紙を受け取る。
- (ウ) 記載台で、投票用紙に候補者一人の氏名を記入して投票箱に入れる。
*投票用紙には、候補者の氏名以外を記入してはいけません。

(7) 開 票

飯田市の選挙では、体育館などを開票所にして、投票日当日の夜に開票します。(即日開票) また、大都会などでは、投票日の翌日に開票を行う所もあります。(翌日開票)

開票には、開票事務従事者が必要です。

それぞれ、次のような役割で作業します。



上記の他に「審査係」があり、内容点検係から回ってくる白紙や誤字、脱字などの疑問票を審査判定します。(有効票・無効票の判定)

学校選挙では、各学校の実情にあった開票を行ってください。
また、開票の結果として当選者を告示し、当選者に当選証書を渡すとよいでしょう。

メ　モ

選挙についてのお問い合わせは、飯田市選挙管理委員会
事務局（電話 2 2 - 4 5 1 1 番 内線 2632 ）へどうぞ。